



Title	大津事件考
Author(s)	鎌倉, 利行
Citation	大阪大学, 2002, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/43342
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	鎌倉 利行
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 16722 号
学位授与年月日	平成14年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	大津事件考
論文審査委員	(主査) 教授 中尾 敏充
	(副査) 教授 佐久間 修 助教授 瀧口 剛

論文内容の要旨

本論文は、従来の研究が裁く側の立場に立って、その歴史的・政治史的あるいは司法的な問題を取り上げ、検討しているのに対して、裁かれる側である津田三蔵の側から大津事件を検討することとし、特に、「犯行の動機」を中心に取り上げ、分析した。

そのために、先ず、「大津事件の経緯と犯行の背景」を実務家の立場から検討した。

次に、犯行の動機を分析するために、三蔵の供述調書、妻や親族・同僚の供述調書、捜査資料の原本にあたり、分析・整理した。

その結果、(1)西郷生還の風説、三蔵の軍歴、三蔵の特異な性格が犯行の遠因であり、(2)三蔵が事件当日三井寺境内記念碑前で警備し異様な感動を覚え、打ち上げられた花火に興奮し、その時その場に現れた二人のロシア人の行動に憤慨し、三蔵の精神は高ぶっていたところ、(3)三度目の警備の際、皇太子を目前にして心気昂進していた三蔵は、衝動的に犯行に走った、と結論づけた。

犯人津田三蔵の動機を中心に事件を分析すると、従来の研究で十分に問題とされていなかった刑事手続上の問題点があきらかとなり、そのことを今後の課題として提起した。

本論文の特色は、実務家の立場から、大津事件を再検討しようとしたところにある。

論文審査の結果の要旨

本論文は、いわゆる「大津事件」として知られている問題を扱ったものである。直接、原資料にあたって検討するという研究者としての基本的な姿勢を維持し、弁護士という実務家の立場から、「犯行の動機」を明らかにするために必要な論証の組み立てと証拠付けを十分に行っている論文である。

序章では、従来の研究の特徴と成果を簡単に跡づけ、また、「犯行の動機」に関する扱いを丹念に検討した上で、判決や諸説が必ずしも津田三蔵の犯行の動機を十分に説明し切れていないとして、津田三蔵の供述調書やその他関係者の供述調書、更には捜査記録や関係文書などを詳細に検討し、第一章では、大津事件の経緯と犯行の背景を分析し、犯行の動機に「西郷隆盛生還の風説」が果たした役割を明らかにしている。第二章では、判決が認定した動機及びそ

の検証について検討し、西南戦争で津田三蔵が果たした功績に対して明治政府が与えた勲章が彼にとって最高の栄誉であり、西郷が帰朝して再び日本の最高指導者になれば、彼の生涯で唯一誇りうる輝かしい経歴が色褪せたものになり、大事な勲章を剥奪されてしまうのではないかとの虞から犯行に及んだと結論づけている。すなわち、西郷隆盛生還の風説及び津田三蔵の軍歴とその性格が本件動機の要因であるとしている。終章では、裁かれる側に焦点をあてた場合の裁判手続上の疑問点を提示している。これらの疑問点の解明は、今後の課題としている。

本論文は、「犯行の動機」に焦点をあて、裁かれる側の立場から大津事件を考察するという、従来の研究にない特色をもち、かつ、実務家の立場から、必要な資料を丹念に分析・検討して、説得力ある立論を展開したものであり、博士論文として価値あるものと認めたものである。